

【協議】 地域公共交通計画の策定について

1. 策定の目的

- ①犬山市における地域公共交通の課題を整理する
- ②その課題解決に向けての基本方針・目標（数値目標等）を定める
- ③目標達成のために行う事業及び実施主体を検討する

<課題> 昨年度実施の市民アンケート結果より

- ・ 中心市街地や市内各拠点の連携、活性化に資する公共交通体系の確保維持
- ・ 犬山駅や総合犬山中央病院等の交通結節点における快適な乗継環境の確保
- ・ 既存公共交通に新たなモビリティを加え、地域の移動特性に応じた適切な移動手段の確保
- ・ 安全、安心かつ快適に利用できる公共交通環境の確保

2. 委託業者の選定

①選定方式

指名競争入札（犬山市のルールに準じる）

②委託業者の選定基準

過去5年間に愛知県内の市町村において地域公共交通計画（もしくは地域公共交通網形成計画）の策定実績がある業者から、4社を指名

③契約期間

2年間（契約締結日から令和6年3月29日まで）

③仕様書（案）

別紙「資料4-2」のとおり

④入札の実施予定日

公共交通会議にて選定方式等の承認後、入札手続きを進める
指名通知発送日の2週間後の日付を開札日とする

⑤入札事務の実施

事務局にて実施

3. 契約後の流れ（ロードマップ）

別紙「資料 4-3」のとおり

～前回の地域公共交通会議（R4.3.29）までの経緯～

【地域公共交通計画とは】

地域公共交通計画とは、「地域にとって望ましい公共交通の姿」を明らかにするマスタープラン（ビジョン+事業体系を記載するもの）としての役割を果たすものであり、公共交通に関する基本的な方針や対策などを定めたものです。

【背景】

全国的に公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、地域の移動ニーズに持続的かつきめ細やかに対応するため、令和2年度の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源を対象とした地域公共交通計画の策定が努力義務化されています。

【計画策定の期間】

令和4・5年度の2年間

【計画の期間】

5年間

令和6年4月～令和11年3月（会計年度）

【計画策定に関する委託業務について】

委託業務に対し、国庫補助を受けるにあたり、下記の要件があります。

- ・補助対象事業者は、活性化再生法の法定協議会（地域公共交通会議）とする。
 - ※法定協議会がコンサル等と契約して事業を実施
 - ※補助金の支払先口座も、法定協議会の口座